

特定間伐等促進計画

北海道上川郡下川町

令和 3 年 6 月

(変更：令和 5 年 3 月)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で2, **124**ha（年平均2**12**ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項	別紙のとおり
(2) その他間伐及び造林に関する事項	計画なし
(3) 作業路網に関する事項	別紙のとおり
(4) その他施設に関する事項	計画なし
(5) 事業実施箇所	別紙図面のとおり

4 特定間伐等の実施計画の実績

(1) 間伐・造林	別紙のとおり
(2) その他間伐及び造林	
(3) 作業路網	
(4) その他施設	

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

6 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類

クリーンラーチ

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めるものとする。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町では、5ha以下の小規模な森林所有者は200名を越え、森林所有者の約5割以上を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林経営の受託を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的かつ効率的に施業を実施することで集約化を図る。

また、不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等との連携の下、ダイレクトメール等を利用し、森林機能と森林管理の重要性を説明し、林業経営への参画を図りながら集約化を進め、効率的な施業の推進を図る。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
- ・森林GISシステムを積極的に活用し、情報の収集及び解析を進めることにより、効率的な森林情報の管理に努める。
 - ・森林所有者等との合意形成については、上記森林情報などのデータを基に森林施業プランナーなどと協働し、具体的な森林整備に関するプランを作成し、積極的な意見集約に努める。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

- ・効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度について基準を定め、整備当たっては森林管理道、林業専用道、森林作業道を状況に応じて組み合わせ低コストで、最大の効果を上げられるように努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

- ・作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るため、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となる。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要がある。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、スキッダ、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとする。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

- ・造林、保育コストの低減を図るため、コンテナ苗の低密度植栽試験を進めます。本町の気候や土壌条件での成長具合を見極め、造林時期を選ばないことや、初期成長が早いなどといったコンテナ苗のメリットを生かした造林技術の確立を目指す。

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

- ・地域内での間伐材等の供給に関し、町内林業林産業関係者による「下川町林業林産業研究会」を開催し、合意形成及び情報の共有化を進める。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）にもとづく下川町地域材利用推進方針を基本に、公共施設における木材利用の拡大を図り、質量的にわたる需給構造の変化に対応して、本町における重要な産業である林業の振興に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

・町内には針葉樹製材及び集成材工場が8箇所、広葉樹チップ工場が1箇所、製箸工場が1箇所、おが粉製造工場が1箇所、木質ボイラー原料製造施設が1箇所あり、搬出された主伐材、間伐材を適切に利用している。

また、町有林から搬出される素材については、全量を地元工場に供給することで経営の安定化を図る。

1 1 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

・新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図る。

・年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努める。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本市町村においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

・森林施業の中核的役割を果たす林業事業体を育成強化するため。作業員の技術・技能の向上を促進するとともに、関係機関の指導を得て、経営指導、技術研修会、講習会等の開催を積極的に進めます。

また、林業事業体と行政が一体となり森林整備補助事業制度を活用することにより、森林施業の拡大を図り、事業の計画的・安定的な運営となるよう推進します。